

# I 届出事項（法附則第5条第1項）

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないこと）

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

令和 年 月 日

大阪市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

大阪市○○区○○町○○丁目○○番地

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称

所在地 大阪市 区

2 変更しようとする事項

(1)

(変更前)

(変更後)

(2)

(変更前)

(変更後)

3 変更の年月日

令和 年 月 日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 ( 名 称 )	代表者 ( 法人の場合 )	

(計 ○ 名)

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数	図 面
建物 階 側	台	図面No.
建物 階 側 (自動二輪車)	台	図面No.
合 計	台 (うち自動二輪車 台)	

② 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数	図 面
建物 階 側	台 (うち原付 台)	図面No.
建物 階 側	台 (うち原付 台)	図面No.
合 計	台 (うち原付 台)	

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(端数処理：小数点以下四捨五入)

位 置	面 積	図 面
建物 階 側	m <sup>2</sup>	図面No.
合 計	m <sup>2</sup>	

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(端数処理：小数点第2位切り上げ)

位 置	容 量	種 類	図 面
建物 階 側 一般廃棄物保管施設①	m <sup>3</sup>		図面No.
建物 階 側 再生利用対象物保管施設②	m <sup>3</sup>		図面No.
合 計	m <sup>3</sup>		

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
	午前 時 分	午後 時 分	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	駐 車 可 能 時 間 帯
	午前 時 分～午後 時 分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐 車 場	出入口の数及び位置	図面
建物 階 側	出入口 箇所 (出入口 ) 入口 箇所 (入口 ) 出口 箇所 (出口 )	図面No.
駐車場 区 町	出入口 箇所 (出入口 ) 入口 箇所 (入口 ) 出口 箇所 (出口 )	図面No.
合 計	箇所	

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

位 置	荷さばき可能時間帯
建物 階 側	午前 時 分～午後 時 分
建物 階 側	午前 時 分～午後 時 分

## II 添付書類（法附則第5条第3項、規則第4条第1項）

1 法人にあってはその登記事項証明書〔規則§4I①〕

別添のとおり

2 主として販売する物品の種類〔規則§4I②〕

小 売 業 者	主として販売する物品
(株)	
(株)	

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則§4I③〕

- |                 |       |      |
|-----------------|-------|------|
| (1) 広域見取図       | 図面No. | 参照   |
| (2) 周辺見取図       | 図面No. | 参照   |
| (3) 建物配置図・各階平面図 | 図面No. | ～ 参照 |
| (4) 建物立面図・断面図   | 図面No. | ～ 参照 |

建物各階の店舗面積及び延床面積

(単位：m<sup>2</sup>)

	店舗面積	延床面積
3階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
2階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
1階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ④〕

(1) 指針による自動車（自動二輪車を除く）の必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項 等		各事項算出のための計算式
地区の区分	商業地区・その他地区	用途地域：
S：店舗面積	千m <sup>2</sup>	
A：店舗面積あたり 日来店客数原単位	人/千m <sup>2</sup>	指針値（人口40万人以上） S より、
B：ピーク率	%	指針値
L：駅からの距離	m	最寄駅：地下鉄 線 駅
C：自動車分担率	%	大阪市独自基準 L より、
D：平均乗車人員	人/台	指針値 S より、
E：平均駐車時間係数		指針値 S より、
小売店舗へのピーク1時間 あたりの自動車来台数	台	$A \times S \times B \times C \div D$
指針による自動車の 必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
自動車の届出駐車台数	台	

(2) 併設施設の自動車（自動二輪車を除く）の必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項 等		各事項算出のための計算式等
S´：併設施設の面積	千m <sup>2</sup>	(併設施設の種類を記載)
X：併設施設の割合	%	S´ / S
指針値との比例式		S により、
併設施設の必要駐車台数	台	指針値
建物全体の必要駐車台数	台	小売店舗＋併設施設の必要駐車台数
建物全体の駐車台数	台	

(3) 自動車の必要駐車台数の算出に関する評価等について

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項〔規則 § 4 I ⑤〕

(1) 駐車場の構造

駐車場	収容台数	構造	料金徴収の有無	図面
建物 階 側	台			図面No.
駐車場 区 町	台			図面No.
建物 階 側 (自動二輪車)	台			図面No.

(2) 駐車場出入口における入庫処理能力 (端数処理：四捨五入)

出入口の場所	A 1台あたり 処理時間 (秒)	B 乗客の 乗降時間 (秒)	C 入庫時発券ブー ス・ゲート数 (箇所)	D 1分あたり 入庫処理能力 (台/分)
出入口 (図面No. )				
出入口 (図面No. )				

※ 「1分あたりの入庫処理可能台数」は次のとおり計算する。

「1分あたりの入庫処理可能台数」(D)

= 入庫時発券ブース・ゲート数

÷ {1台あたりの処理時間(秒) + 乗客の乗降時間(秒)} × 60(秒)

=  $C \div (A + B) \times 60$

(3) 敷地内駐車待ちスペース (端数処理：四捨五入)

出入口の場所	入庫時 発券ブー スの有無	$\alpha$ ピーク1時間に 予想される来客 の自動車台数 (台/時)	$\alpha \div 60$ ピーク1時間に 予想される来客 の自動車台数 (台/分)	$\beta (=D)$ 1分あたり の入庫処理 能力 (台/分)	$\gamma$ 必要な 駐車待ち スペース (m)	実際に 用意する 駐車待ち スペース (m)
出入口 (図面No. )						
出入口 (図面No. )						

※ 発券ブースがある場合の「各入口に必要な駐車待ちスペース」は次のとおり計算する。

「各入口に必要な駐車待ちスペース」( $\gamma$ )

= {「当該入口の1分あたりの来台数(台/分)」 × 1.6

− 「当該入口1分あたりの入庫処理可能台数(台/分)」} × 6 (m、平均車頭間隔)

=  $(\alpha \div 60 \times 1.6 - \beta) \times 6$

=  $(\alpha \div 60 \times 1.6 - D) \times 6$



- (4) 駐車場出入口における入庫処理能力及び敷地内駐車待ちスペースに関する評価等について

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則 § 4 I ⑥〕

- (1) 来客の自動車の案内経路を表示した図面 図面N o. 参照
- (2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容	備考

- (3) 駐車場出入口における交通整理

交通整理員の 配置場所	交通整理員の 有無	交通整理員の 配置時間帯	交通整理員の 人数
出入口 (図面N o. )		午前 時 分～ 午後 時 分	人
出入口 (図面N o. )		午前 時 分～ 午後 時 分	人

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  
〔規則 § 4 I ⑦〕

(1) 荷さばき施設の構造等

荷さばき施設の面積	待機スペースの有無	同時作業可能台数	搬出入車両		
			大きさ	専用出入口の有無	出入口の数
m <sup>2</sup>		台	t 車 最大(L) m× (W) m×(H) m		出入口 箇所 (図面No. )

(2) 搬出入車両の搬出入計画

搬出入時間帯	搬出入車両台数		合計	平均処理時間	
	2 t 車	4 t 車		t 車	t 車
午前 時 分～ 午前 時 分	台	台	台	分	分
午前 時 分～ 午後 時 分	台	台	台	分	分
合計	台～ 台	台～ 台	台～ 台		

(3) 搬出入車両の運行経路を表示した図面 図面No. 参照

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則 § 4 I ⑧〕

(1) 遮音壁を設置する場合、その高さ及び厚さ等

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	m	mm		図面No.

(2) 騒音対策としてその他の設備等を設置する場合、その仕様及び効果等

騒音対策	仕様等	効果	位置

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面〔規則§4 I ⑨〕

(1) 騒音発生源となる施設設備の稼動時間帯及び位置を示す図面

音源記号	機器の種類	機器 名称・型番	設置階 (設置高さ)	稼動時間帯	設置位置・音源図
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
			階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.

(2) 施設設備以外の騒音の発生時間及び位置を示す図面

発生源	型式等	発生階 (発生高さ)	発生時間帯	発生位置・音源図
		階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
		階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
		階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
		階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
		階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.
		階 ( m)	午前 時 分～ 午後 時 分	図面No.

(3) 騒音発生源の内、予測から除外する騒音発生源または稼働時間の短縮等を行う設備がある場合において、その理由・根拠

項目	その理由・根拠

なお、上記(1)～(3)の予測条件及び予測対象としなかった事項等に変更があり、騒音の影響の増加が考えられる場合は、大阪市と協議を行います。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

[規則 § 4 I ⑩]

(1) 予測地点の選定理由 (図面No. ○参照)

方向	予測地点	用途地域・ 保全対象	保全対象における 予測対象階 (予測高さ)	状況・選定理由
	A (昼)		階 ( m )	
	A´ (夜)		階 ( m )	
	B		階 ( m )	
	C		階 ( m )	
	D		階 ( m )	
	E		階 ( m )	
	F		階 ( m )	

(2) 昼間（午前6時～午後10時）の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	基準距離(1m) における 騒音レベル等	騒音持続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの 距離(m)				回折減衰量(dB)				等価騒音レベル(dB)			
			A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音														
変動騒音														
衝撃騒音														
昼間（午前6時～午後10時） の等価騒音レベル			上記騒音レベルの合成値（dB）											
			環境基準（dB）※											

※ 環境基準とは、「騒音に係る環境基準」（令和17年5月26日、環境省告示第45号）で定める環境基準のことをいう。

(3) 夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	基準距離(1m)における騒音レベル等	騒音持続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				回折減衰量(dB)				等価騒音レベル(dB)			
			A'	B	C	D	A'	B	C	D	A'	B	C	D
定常騒音														
変動騒音														
衝撃騒音														
昼間（午前6時～午後10時）の等価騒音レベル			上記騒音レベルの合成値 (dB)											
			環境基準 (dB) ※											

※ 環境基準とは、「騒音に係る環境基準」（令和17年5月26日、環境省告示第45号）で定める環境基準のことをいう。

(4) 昼間・夜間の等価騒音レベルの予測結果の評価等について

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

[規則 § 4 I ⑪]

(1) 予測地点の選定理由 (図面N o. ○参照)

方向	予測地点	用途地域	予測高さ (m)	状況・選定理由
	a			
	b			
	c			
	d			



(2) 夜間（午後9時～午前6時）における発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測

騒音発生源	基準距離 における 騒音レベル等	騒音持続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)					
			a	b	c	d	a	b	c	d		
定 常 騒 音												
変 動 騒 音												
衝 撃 騒 音												
夜間（午後9時～午前6時）において 発生することが見込まれる騒音を合成した値			上記騒音レベルの合成値 (dB)									
			規制基準 (dB) ※									

※ 規制基準とは、「騒音規制法」（令和17年4月27日、法律第33号）で定める規制基準のことをいう。

(3) 発生する騒音レベルの最大値の予測結果の評価等について

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑫〕

(1) 大阪市の要綱による廃棄物等の排出量予測

(端数処理：小数点第2位以下を切り上げ)

廃棄物種別	排出日量の算出根拠	排出日量(m <sup>3</sup> )	保管施設の設置容量(m <sup>3</sup> )
一般廃棄物	$0.66920 / \text{m}^2 \cdot \text{日} \times \text{m}^2$ (ごみ排出対象面積) $\times 1 / 1000$		
再生利用対象物	$0.29180 / \text{m}^2 \cdot \text{日} \times \text{m}^2$ (ごみ排出対象面積) $\times 1 / 1000$		

(2) 指針による廃棄物等の排出量の予測

(端数処理：小数点第2位以下を切り上げ)

廃棄物種別	店舗面積：S (千m <sup>2</sup> )	A 1日あたりの 廃棄物 排出予測量 指針原単位 $\times S$ (t)	B 平均保管 日数 (日)	C 見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> = kg/L)	A $\times B \div C$ 必要保管容量 (m <sup>3</sup> /日)	保管施設の 設置容量 (m <sup>3</sup> )
		紙製廃棄物	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 千m <sup>2</sup>	(0.208 $\times S$ ) t		
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 千m <sup>2</sup>	(0.011 $\times S$ ) t				
	計 千m <sup>2</sup>	計 t				
金属製 廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 千m <sup>2</sup>	(0.007 $\times S$ ) t				
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 千m <sup>2</sup>	(0.003 $\times S$ ) t				
	計 千m <sup>2</sup>	計 t				
ガラス製 廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 千m <sup>2</sup>	(0.006 $\times S$ ) t				
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 千m <sup>2</sup>	(0.002 $\times S$ ) t				
	計 千m <sup>2</sup>	計 t				

プラスチック製 廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 千m <sup>2</sup>	(0.020×S) t				
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 千m <sup>2</sup>	(0.003×S) t				
	計 千m <sup>2</sup>	計 t				
生ごみ等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 千m <sup>2</sup>	(0.169×S) t				
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 千m <sup>2</sup>	(0.020×S) t				
	計 千m <sup>2</sup>	計 t				
その他の可燃性 廃棄物等	計 千m <sup>2</sup>	(0.054×S) t				
			合	計		

(3) 廃棄物等の排出量等の予測結果の評価等について

### Ⅲ 指針に基づく配慮事項等について

#### 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

##### (1) 必要な駐輪場の確保と適切な管理

###### ① 自転車の必要駐車台数計算式 (端数処理：小数点以下を切り上げ)

事項等		各事項算出のための計算式等
S：店舗面積	千m <sup>2</sup>	
必要駐車台数	台 (うち原付 台)	
収容台数	台 (うち原付 台)	

###### ② 駐輪場の収容台数及び構造

駐輪場	収容台数	構造	料金徴収の有無	図面
店舗側 駐輪場	台 (うち原付 台)			図面No.

###### ③ 駐輪場の管理体制

項目	具体的な内容	備考

##### (2) 自動二輪車の駐車場の確保

###### 自動二輪車の必要駐車台数の算出根拠 (端数処理：小数点以下を切り上げ)

項目	各事項算出のための算出根拠	
必要駐車台数	台	
収容台数	台	

##### (3) その他交通に関する事項

項目	内容
交通に関する事項	

## 2 歩行者等の通行の利便の確保

項目	内容
歩行者等の通行の利便の確保	

## 3 廃棄物に係る事項等

項目	内容
廃棄物等に係る保管、運搬、処理に関する事項等	
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	

## 4 防災・防犯対策への協力

項目	内容
防災対策	
防犯対策	

## 5 騒音の発生及び騒音問題への対応策

項目	内容
店舗から発生する騒音対策	
荷さばき作業から発生する騒音対策	
駐車場から発生する騒音対策	

## 6 街並みづくり等への配慮等

項目	内容
景観への配慮について	
緑化対策について	
高齢者・身体障害者への配慮について	
光害対応について	

## 7 その他、配慮する事項等

項目	内容
食品加工場から発生する悪臭対策	